○個人情報保護委員会告示第三号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「法」という。）第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十二条第一項の規定に基づき、個人情報保護委員会委員長の所掌に係る法第二章から第四章まで（法第十条及び法第四章第四節を除く。）に定める権限又は事務について委任を行うこととしたので、同令第二十二条第三項の規定に基づき、次のとおり告示し、平成二十六年二月三日特定個人情報保護委員会告示第三号は、廃止する。

平成二十八年二月五日

個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

一　委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職

個人情報保護委員会委員長の所掌に係る法第二章から第四章まで（法第十条及び法第四章第四節を除く。）に定める権限又は事務については、個人情報保護委員会事務局長に委任すること。

二　委任の効力の発生する日

平成二十八年二月五日

総務省
国土交通省
農林水産省告示第一号

半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第九条の二第九項の規定に基づき、産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成二十八年二月五日

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　森山　裕
国土交通大臣　石井　啓一

半島振興対策実施地域の名称	産業振興促進計画の区域	産業振興促進計画の作成主体の名称	産業振興促進計画の名称	産業振興促進計画を認定した日
渡島	北海道上磯郡木古内町の全域	木古内町	木古内町産業振興促進計画	平成二十八年一月二十二日
北松浦	長崎県佐世保市の区域の一部（旧吉井町、旧世知原町、旧小佐々町、旧江迎町、旧鹿町町及び浅子地区）	佐世保市	佐世保市産業振興促進計画	平成二十八年一月二十二日

○政治資金適正化委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十八年二月五日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
二七五	豊嶋　優子	二八、一、一九	本人からの申請
五〇三	宮川　弘	二八、一、一九	本人からの申請
八二五	辻村　祥造	二八、一、一九	本人からの申請
二五二四	鈴木　宏昌	二八、一、一九	本人からの申請
二五二七	鶴　重夫	二八、一、一九	本人からの申請

○法務省告示第七十一号

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十三条の六第四項第二号及び第五項（これらの規定を第三十三条の十四第二項において準用する場合を含む。）並びに第六項並びに第三十三条の八第二項の規定（これらの規定を他の省令において準用する場合を含む。）に基づき、電子証明書の方式等に関する件（平成二十六年法務省告示第五百四十三号）の一部を次のように改正する。

この改正は、商業登記規則等の一部を改正する省令（平成二十七年法務省令第六十一号）の施行の日（平成二十八年三月一日）から効力を生ずる。

平成二十八年二月五日

法務大臣　岩城　光英

第１の標題中「申請磁気ディスク」を「電磁的記録」に改める。

第１の１を次のように改める。

１　使用する電磁的記録媒体

(1)　商業登記規則第33条の６第４項第１号の光ディスク（以下「申請用光ディスク」という。）のトラックフォーマットは、工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X 6241又はX 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものによる。ボリューム及びファイル構成は、日本工業規格X 0606又はX 0610による。

(2)　商業登記規則第33条の６第４項第２号の不揮発性半導体記憶装置（以下「申請用メモリ」という。）の構造は、ユーエスビーインプリメンターズフォーラムが定めたUSB1.0、USB1.1、USB2.0又はUSB3.0に適合し、かつ、Standard A端子を備えたものによる。ボリューム及びファイル構成は、File Allocation Table 16、File Allocation Table 32、NT File System又はExtended File Allocation Tableによる。

(3)　１個の申請用光ディスク又は申請用メモリには、１件の申請に係る商業登記規則第33条の６第１項の電磁的記録（以下第２までにおいて「電磁的記録」という。）のみを記録する。

第１の４及び第２の２中「申請磁気ディスク」を「電磁的記録」に改める。

第４の標題中「磁気ディスク」を「電磁的記録」に改める。

第４の１（標題を含む。）中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

付録１の標題中「申請磁気ディスク」を「電磁的記録」に改める。

○法務省告示第七十二号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、いれを許可する。

平成二十八年二月五日

法務大臣　岩城　光英

住所　横浜市保土ケ谷区藤塚町16番３－Ｃ406号
マルジャン・モタメディ　昭和33年12月27日生

住所　東京都港区南麻布４丁目３番２－104号
チャン・ティ・マイ・ロアン　昭和45年２月10日生

住所　静岡市駿河区中田２丁目８番20号
周慧　昭和57年８月23日生

住所　東京都板橋区徳丸４丁目13番37－401号
何峻志　昭和56年１月４日生

劉念麟　昭和55年11月26日生

何蒼羽　平成26年４月22日生

住所　東京都文京区大塚６丁目11番４－203号
江佳倫　昭和57年12月29日生

住所　岡山市北区平田132番地123
林琳衣子　昭和59年５月11日生

住所　神戸市兵庫区塚本通３丁目１番12－１号
安香菜　平成元年７月１日生

住所　東京都目黒区大橋１丁目７番７－1201号
マルシオ・ラベス・フクダ　昭和59年１月４日生

住所　埼玉県朝霞市朝志ケ丘１丁目２番１－1537号
吉日嘎拉　昭和54年11月15日生

呼斯楽　昭和53年７月16日生

古穆德其其格　平成24年８月27日生

住所　東京都日野市百草88番地２
裔承春　昭和54年４月４日生

住所　埼玉県和光市西大和団地４番７号
亜森亜森江　昭和54年５月30日生

古麗加米拉　昭和55年５月２日生

亜森喀慕冉　平成23年６月１日生

住所　東京都江東区東雲１丁目９番４－2707号
張莉　昭和50年７月７日生

住所　東京都小平市小川東町１丁目39番４－203号
何思華　平成元年９月19日生

住所　兵庫県姫路市阿保乙387番地１
林理惠　昭和44年11月27日生

住所　長野県東御市常田362番地１
曲鶯鶯　昭和57年４月23日生

王淑傑　昭和54年１月19日生

曲亜美　平成13年２月５日生

曲翔星　平成16年３月４日生